

2026 年（令和 8 年）4 月 7 日

日本空港ビルディング株式会社

東京国際空港国内線第 1・第 2 ターミナルにおける
マッサージチェアの設置及び運営管理業務公募のお知らせ
(募集要領)

今般、日本空港ビルディング株式会社(以下「JAT」という。)は、東京国際空港国内線第 1・第 2 ターミナルにおけるマッサージチェアの設置及び運営管理を実施する事業者を公募方式により選定いたします。

つきましては、下記要領により入札参加者を募集いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 事業概要

旅客利便性及び利用者満足度の向上を目的とした東京国際空港国内線第 1・第 2 ターミナルにおけるマッサージチェアの設置及び運営管理

2. 設置概要

設置場所	東京国際空港国内線 第 1・第 2 旅客ターミナル 危険物等所持制限区域内 搭乗ゲート付近の指定箇所
予定設置台数	第 1 ターミナル危険物等所持制限区域 36 台 第 2 ターミナル危険物等所持制限区域 34 台 合計 70 台
事業内容	マッサージチェアの設置・運営・保守管理
契約期間(予定)	2026 年 9 月 1 日～2032 年 3 月 31 日 契約期間の更新は行わない。
契約形態	スペース使用契約

3. 設置条件・運営条件

(ア)運営管理

マッサージチェアの稼働、清掃、故障対応、利用者対応、売上金の回収・報告を設置者の責任で実施する（JATが事前に書面で承諾した場合に限り、外部業者への再委託を許容する。なお、応募者が外部業者への再委託を行う場合であっても、応募者は自らが負う義務・責任を免れない。）

(イ)固定・転倒防止

適切な固定措置を講じ、空港施設及び利用者の安全性を確保する

(ウ)搬入・設置・撤去

搬入・設置・撤去は原則としてマッサージチェアを設置するターミナルの開館時間外（深夜～早朝）に実施する

(エ)契約終了時は原状回復することとする

(オ)表示・広告制限

許可された場所・内容以外での広告は禁止とする

(カ)移設・中断協力

空港のリニューアル計画・保守点検・緊急対応等に協力し、必要時には移設・稼働中止に応じるものとする

4. 危険物等所持制限区域内への機器設置に関する管理要件

(ア)設置・運営に従事する者は国土交通省東京航空局が発行する東京国際空港 ID カードを取得する必要がある

(イ)東京国際空港 ID カードの空港外持ち出しは固く禁止されていることから、空港ターミナル内に設置されているパス管理用ロッカーを別途賃借のうえ管理すること

5. 募集機器

[マッサージチェア（業務用）]

・ キャッシュレス機能を搭載していること（完全キャッシュレス対応機器も可）

例） ・ 電子マネー（PASMO / Suica 等）

・ IC クレジット（Visa、Mastercard 等）

その他主要なキャッシュレス決済サービスに対応していること

・ その他の機能（例：環境配慮型、ユニバーサルデザイン対応、多言語表示、高機能型など）については、応募者からの提案によるものとする

6. 費用負担及び対価

(ア)営業料

応募者は、営業料の料率を事業計画書内で明示すること

例：歩合営業料（売上に対して〇%）

- (イ)設置・運営費
補修・メンテナンス費など一切の費用は設置者負担とする
- (ウ)光熱費
実使用量相当額を設置者負担とする
- (エ)原状回復費用
契約終了時の原状回復に伴う費用は設置者負担とする
- (オ)その他費用
 - ・ 空港内施設工事や位置変更に伴う費用は設置者負担とする
 - ・ 4（イ）の当該ロッカー賃借料（月額 8,000 円（税別））は設置者負担とし、契約期間中は継続して利用すること

7. 応募資格

応募者は、次のすべての条件を満たすこと

- (ア)日本国内に本社を有する法人であること
- (イ)契約を締結する能力を有しない者若しくは破産者で復権を得ない者でないこと、又は地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (ウ)税・社会保険料の滞納がないこと
- (エ)法令・条例を遵守していること
- (オ)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者でないこと
- (カ)銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- (キ)直近 2 期連続で債務超過でないこと
- (ク)懲役、拘禁又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わらない者でないこと
- (ケ)禁錮以上の刑に該当する罪を犯した疑いで捜査機関による捜査対象となっている者又は起訴された者で判決確定に至るまでの者でないこと
- (コ)暴力団関係者又はその他社会的暴力活動を行う団体の関係者及びそれらの者と親交のある者でないこと
- (サ)JAT の役員の配偶者及び二親等内の親族に該当する者でないこと
- (シ)法人であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに前 4 号のいずれかに該当する者があるものでないこと
- (ス)公共施設や商業施設等での類似事業実績を有すること

8. 失格条件

応募者が以下のいずれかに該当する場合には失格とする

- (ア) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (イ) 提出期限内に提出書類が提出されなかった場合
- (ウ) 評価結果に影響を与えるような工作が行われた場合

9. 提出書類

応募者は、本募集要領の内容を十分に理解のうえ、別紙2記載の提出書類を期限内に提出することとし、期限を過ぎた提出は受付不可とする。応募者が外部業者への再委託を希望する場合には、応募者は、当該外部業者の③会社概要書、④秘密保持に関する誓約書、⑥履歴事項全部証明書（登記簿謄本）、⑦法令遵守・反社会的勢力排除誓約書、⑧納税証明書（国税・地方税）、⑨社会保険加入証明書、⑩決算書（直近3期分）を期限内に提出することとし、期限を過ぎた提出は受付不可とする。

- ①参加意向表明書
- ②提案書
- ③会社概要書
- ④秘密保持に関する誓約書
- ⑤入札に関する誓約書
- ⑥履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ⑦法令遵守・反社会的勢力排除誓約書
- ⑧納税証明書（国税・地方税）
- ⑨社会保険加入証明書
- ⑩決算書（直近3期分）
- ⑪実績一覧表および契約書等の写し
- ⑫事業計画書
- ⑬製品カタログ及び仕様書（寸法の分かるもの）

※ 提案書は、本公募要領と併せて弊社ホームページ上で公表する所定の様式に従って作成すること

※ 売上予測の作成にあたり、参加意向表明書提出者に以下の参考情報を提供する

- ① 旅客数（ターミナル別）
- ② 過去の実績（取扱高）

10. 応募期間・提出方法

応募期間	2026年4月7日（火）～2026年5月8日（金） 17:00 必着
提出方法	メール提出
提出先	日本空港ビルデング株式会社 マッサージチェア公募担当 E-mail : kanrika_koubo@jat-co.com
問合せ対応	Eメールのみ受付 ※他の方法(電話・FAX等)では受付いたしません。

11. 選考及び決定

本募集要領に基づき、提出された提案書の内容をもとに書類選考を行い、必要に応じヒアリングを実施する。提案内容、機器設置に関する計画、実績、費用等を総合的に評価し、設置者を決定する。

選定結果は、2026年6月中旬以降に応募者全員に対し、書面又は電子メールにより通知する。

設置者として選定した事業者とは、通知後、契約条件等に関する協議を行う。

なお、設置者として選定した事業者名は、弊社ホームページで公表予定であるが、事業者の提案内容及び各提案に対する評価結果・選定理由の詳細については公表・開示しない。

12. スケジュール

参加意向表明書	2026年4月24日（金曜日）（17:00まで）※1
---------	----------------------------

※1 参加意向表明書のご提出を以て正式な応募者となり、必要な参考情報を弊社よりご提供させていただきます。



応募書類の受付	2026年5月8日（金曜日）（17:00まで）
---------	-------------------------



設置者決定通知	2026年6月中旬以降
---------	-------------



契約締結	2026年8月上旬
------	-----------



営業開始予定	2026年9月1日（火曜日）
--------	----------------

13. 問い合わせ先

日本空港ビルディング株式会社 マッサージチェア公募担当

〒144-0041 東京都大田区羽田空港 3-3-2

メール：kanrika_koubo@jat-co.com

(Eメールのみ受付※他の方法(電話・FAX等)では受付いたしません。)

- ※ なお、本募集要領に記載の内容（募集条件、提出書類、スケジュール、その他一切を含みます。）は、JATの判断により、事前の通知なく変更、追加又は中止されることがあります。また、JATは、本募集に関し、応募者に対していかなる補償義務も負わないものとしします。

以上